

大和郡山市 保育支援システム構築・運用業務

仕様書

令和7年6月

1.基本方針

(1) 事業名

大和郡山市 保育支援システム構築・運用業務

(2) 目的

本業務は、大和郡山市内の公立保育所・認定こども園に登降園管理システム利用のための端末並びに Wi-Fi 環境を整備し、公立保育所への保育業務支援システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 導入・運用開始期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、運用開始は令和 7 年 10 月 20 日を想定している。

(4) 支払方法について

構築に係るイニシャル費用は、構築完了後一括払いとする。

ライセンス料金や保守費用等のランニング費用は、月払いとする。

(5) 業務履行場所

施設名	住所	利用定員
小泉保育園	奈良県大和郡山市小泉町 1 5 5 3	1 2 0 名
池之内保育園	〃 池之内町 2 2 3 - 3	7 0 名
西田中保育園	〃 西田中町 9 0 - 5	1 9 0 名
郡山保育園	〃 柳町 4 5 - 6	6 0 名
治道認定こども園	〃 横田町 2 5 4	1 0 9 名
矢田認定こども園	〃 矢田町 7 7 4	1 8 0 名
平和認定こども園	〃 美濃庄町 5 3 3	1 5 0 名

(6) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ① システム利用環境の提供
- ② システム導入フォロー及び初期設定支援
- ③ 各種操作マニュアルの作成
- ④ 操作研修の実施
- ⑤ システム運用及び保守の実施
- ⑥ その他、本業務に必要なすべての作業

(7) 留意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。また、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 本仕様書に定めがない事項については、その都度双方協議の上、決定するものとする。

2.保育 ICT システム

(1) 概要

- ① 保育所を運営する他の地方公共団体において、50 団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。
- ② 現在までに 1,000 施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- ③ 本市の規模感を考慮し、保育所を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり 7 園以上の公立保育所への導入・運用実績があるシステムであること。
- ④ ①、②、③の導入・運用実績とは、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ⑤ 全ての機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用するような負担がないこと。
- ⑥ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。
保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ⑦ 職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で 3 年以上の運用実績があること。
- ⑧ 保護者アプリは、安定した稼働を担保するため、提案時点で 3 年以上の運用実績があること。
- ⑨ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑩ 他システムとの API 連携実績があること。
- ⑪ 個人情報運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側に保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ⑫ きょうだい別の施設に通っている場合や、一人の児童が複数の施設を利用する場合でも、保護者は単一のアカウントにて各種機能を利用でき、きょうだいを切り替えるためのログイン・ログアウト操作が不要であること。
- ⑬ 保護者アプリは、同一アプリ内で複数のきょうだいの登録及び異なる複数施設に通っている子どもを登録し管理できること。また、ログイン/ログアウトを繰り返すことなく、保護者アプリ内で名前や施設などを切り替えるだけで情報の確認ができるような仕組みになっていること。

(2) 機能要件

- ① 別紙 1「機能要件表」の機能を提案時点ですべて提供できること。
※サービスの標準仕様で提供できる機能(カスタマイズによる対応は不可)は○を記入。
サービスの標準仕様で提供できない機能は×を記入。

(3) その他要件

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごと機能別に権限（閲覧権限／更新権限／承認権限／ダウンロード権限／利用不可）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ② 特定の権限を有する保育支援課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ③ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- ④ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

(4) 導入について

(4)-1.セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するに当たり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 契約後、システム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。
- ③ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、本市の要求があった場合は、施設ごとの利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ④ 導入担当者は、10 以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- ⑤ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。
- ⑥ 導入にあたり、各園 1 度ずつ操作研修会を実施すること。(オンライン可)

(4)-2.操作マニュアル

- ① 運用開始 1 ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）および紙媒体を各園 1 部提供すること。また、オンラインマニュアルについては、キーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画

面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。

- ④ 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

3. 端末・インターネット環境整備について

(1) 調達の範囲

① 調達機器一覧に記載された機器の調達

② 無線アクセスポイントの設定、設置

- 各園に1台無線アクセスポイントを設置し、Wi-Fi環境を整備すること。
- 無線アクセスポイントは、受付用タブレット端末がインターネット接続できるように設置・設定すること。
- 各園に1台設置しているインターネット系PC端末を無線アクセスポイントに接続できるように設計すること。
- 上記受付用タブレット端末及びインターネット系PC端末以外から接続ができないように設計すること。
- 各園で利用する保育ICTシステムに対応した設定を実施すること。
- 設置する無線アクセスポイントは露出状態での天井設置を可とする。
- いずれの場合も落下防止策を実施すること。
- 機器の設置にあたり電源工事が必要な場合の費用は受注者側にて負担すること。
- 機器設置にあたって必要な部材は受注者にて用意すること。
- 無線アクセスポイントはPoE給電機器により給電すること。
- 電源タップが必要な場合は、市で準備し提供する。

③ PoE給電機器の設定、設置

- 上記無線アクセスポイントにてインターネット接続ができるように設定、設置を行うこと。
- 本機器は既設スイッチもしくは既設ルーターと接続すること。
既設スイッチ、ルーターの設定変更は本市で対応するため、本調達の対象外とする。
- 既設スイッチのポート（1口）準備、IPアドレスの払い出しは本市にて対応するため、受注者は協議の上新たなネットワークを構築すること。

④ 配線工事

- 各機器の設置場所に応じてLAN配線を実施すること。（設置場所については「別紙2プロット図」を参照）ただし、既設配線があり未使用の場合は、既設配線を活用することとしてもかまわない。
- 配線が困難であり、配管が必要な場合は受注者が準備し、その費用は受注者負担とする。
- LANケーブルの両端に接続先等をラベリングすること。
- ケーブルが露出する場合はモール等で保護すること。また、敷設にあたって必要な部材は受注者にて用意すること。

⑤ タブレット端末の設定、設置

- 各園に受付用タブレットを配置すること。
- タブレット端末は、本調達で設置する無線アクセスポイントからインターネット接続が可能となるよう設定を行うこと。
- 自治体セキュリティクラウドを経由しインターネット接続するため、必要に応じてプロキシの設定を行うこと。

- 受付用タブレットはタブレットスタンドもしくはタブレットポールスタンドを使用し設置すること。
- タブレットスタンドもしくはタブレットポールスタンドは受付用タブレットを施錠固定すること。
- セキュリティワイヤー等による盗難防止対策を施すこと。

⑥ 通信試験

- 無線アクセスポイント設置の各園でインターネットへの接続試験を実施すること。

(2) 機器導入計画

作業時間については、各施設の開園時間を中心に、極力園運営に支障のない形で計画すること。開園時間以外での作業が必要な場合は別途本市と協議すること。

(3) 調達機器一覧

N o	機器名	仕様	参考型番	数量
1	P o E 給 電 機 器	・LAN 1 0 ポート以上 (1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T) ・PoE 給電 8 ポート以上可能 (IEEE802.3af 以上) ・タグ VLAN (IEEE 802.1Q) 対応 ・最大 VLAN 数 3 以上 ・ループ検出機能を備えること ・全無線アクセスポイントに対して給電が十分にできること ・Web GUI による設定ができること ・周囲温度 0～50℃, 周囲湿度 15～80%(結露無し)の環境で動作できること ・AC100、50/60Hz 電源に対応すること	YAMAHA SXW2110P- 10G	7
2	無 線 ア ク セ ス ポ イ ン ト	・2.4GHz 帯 無線 LAN 規格 IEEE 802.11b/g/n/ax に対応していること ・5GHz 帯 無線 LAN 規格 IEEE 802.11a/n/ac/ax に対応していること ・認証方式はオープン,WPA/WPA2/WPA3 パーソナルに対応していること ・SSID を 3 個以上設定できること ・ローミングアシスト機能 (IEEE 802.11k/v), 高速ローミング機能 (IEEE 802.11r)を備えること ・プライバシーセパレーター, Any 接続拒否, MAC アドレスフィルタリング, パスワード設定, 接続台数制限, 送信出力調整機能, ステルス SSID, MAC 認証機能, WPS, アクセス制御機能を備えること ・災害時モード切替機能を備えること ・電波出力自動調整機能,無線通信平滑機能,自動チャンネル選択機能, 自動チャンネル変更機能,バンドステアリング機能を備えること ・周囲温度 0～50℃, 周囲湿度 15～80%(結露無し)の環境で動作できること ・AC100、50/60Hz 電源または PoE 給電(IEEE802.3af 以上)に対応すること ・壁掛け,天井設置,卓上設置が可能であること	YAMAHA WLX222(W)	7
3	タブレッ ト 端 末	・Apple 社製 iPad(A16)と同等かそれ以上であること ・Wi-Fi モデルであること	Apple MD3Y4J/A	7
4	タブレッ ト ポール ス タ ン ド	・No3 のタブレット端末が取り付けできること ・盗難対策として鍵でタブレット端末を固定できること ・スタンドにタブレット端末を固定したまま充電ができること ・高さは 100cm 以上で高さ調節ができること ・タブレットを固定した部分の角度調整が可能であること	サンワサプライ MR- TABST17	5

5	タブレットスタンド	・No3 のタブレット端末が取り付けできること ・盗難対策として鍵でタブレット端末を固定できること ・スタンドにタブレット端末を固定したまま充電ができること ・タブレットを固定した部分の角度調整が可能であること	サンワサプライ SLE-31STB13BK	2
---	-----------	--	--------------------------	---

4.保守・セキュリティ対応について

4-1. 保育 ICT システム

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① 保育所及び保育支援課からの問い合わせに対応する、施設及び自治体向けヘルプデスクを設置すること。
- ② 施設及び自治体向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～17:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせとし、24 時間受付とすること。
- ⑦ ヘルプデスクには、保育士資格及び 1 年以上の保育現場での勤務経験を有する者を 1 名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

- ① IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ② システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ③ システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ④ 利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ⑤ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。
- ⑥ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ⑦ SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。

- ⑧ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。
- ⑨ 元請事業者およびシステム提供者は ISO/IEC27001:2013（ISMS）の認証またはプライバシーマークを取得していること。

(4) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日 1 回以上保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ① システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ② クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

4-2. 端末・インターネット環境

落札業者は本システム構成機器に関する先出センドバック保守について、次の要領に基づき調達すること。

- ① 機器調達一覧の No1・No2 の機器について、1 年間の先出センドバック保守を調達すること。
- ② 先出センドバック保守受付対応時間は以下とする
平日 月曜日～金曜日 9:00～17:00 まで
但し、法定休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く
- ③ 物品の発送は受付後、当日中もしくは翌日発送とすること。
- ④ 機器の交換作業は本市で対応するため、本調達の範囲外とする。

5. 納品物について

下記成果物を業務完了時に納品すること。なお作成したドキュメント類は完成図書として電子データ 1 式、紙媒体 1 式として納品すること。

- ① 保育 ICT システム操作説明書
- ② ネットワーク構成図（物理・論理）
- ③ 機器設置図面（LAN 配線図含む）
- ④ ポート収容表
- ⑤ 納品機器一覧表

- ⑥ 機器付属書類（説明書、保証書等）
- ⑦ 試験成績表
- ⑧ 施工写真（施工前、施工後）